

鳥取県ヒゴタイ保護管理事業計画

．事業の目標

本種は、日当たりのよい草地に生育するキク科ヒゴタイ属に属する大形の多年生の草本植物である。朝鮮半島と陸続き時代の遺存植物で、分布域は中国地方のほか岐阜県と九州に残るのみで隔離分布が著しい。

本種の特徴は、葉の形態が羽状深裂で、ふちに小刺毛があり、触れると痛い。花はルリ色の小花が多数集まった球状でよく目立ち、ボウズバナ、ボンバナと呼ばれ盆の供花にする地方もある。また生け花にも利用される。

本種の減少の主要因である採取、遷移の進行や開発による草原そのものの消滅によって希少となり、環境省 R D B では「絶滅危惧 B 類」に分類されている。本来やや乾いた草原に生育するが、本県では、海食崖の不安定さ、土壌の発達が悪さ、水分の得にくさ、潮風という環境のため永続的に明るい草地が維持される特異な環境にある場所にきわめて限定的に確認されているのみであり、絶滅の危機に瀕していることから、平成 14 年に「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき特定希少野生動植物種に指定された。

本事業は、本種の生育状況の適確な把握や保全を図り、採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な維持管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくことを目標とする。

．事業の区域

県内における本種の分布域

・事業の内容

1 個体群の保全・管理

(1) モニタリング

本種の生育地は、個体群の衰退や環境の改変が進んでいることから、生育状況や環境改変状況に係るモニタリングを実施し、即応的な対策を図る。

(2) 生育地における採取の防止

本種は、花がルリ色の球形でよく目立つため採取対象になりやすいこと、希少性があることから、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、採取が禁止されている。

また、自然公園法に基づき、県内の一部の国立公園特別保護地区内でも同様に採取が禁止されている。従って、そのことを積極的に周知することや、誤って採取することを防ぐために標識の設置を検討すること等により採取の防止を図る。

(3) 生育地の管理

つる性植物など他植物による本種個体群の繁殖分布の抑制も考えられることから、周囲の状況に留意して、計画的な草刈等の植生管理を推進する。

(4) 生育地の拡大

本種の増殖は、自生地における野外個体群の維持、拡大によることを基本とする。また、自生地が少ないことから、緊急避難及び危険分散の必要がある場合は、遺伝子かく乱による野外個体群の存続を脅かすおそれがあることを十分留意しつつ、自生地周辺の草地に移植することを検討する。

(5) 持続的な保全・管理

現在の生育地を安定的に確保する方策を検討するとともに、種としての特徴や環境の中での役割、生育地の役割や価値を周知して、地元住民との協働

による持続的な保全・管理の方策を検討する。

2 生育環境の保全・管理

(1) 生育地の管理

生育地の管理として、草地の植生が保たれるような草刈り等や、一部地域では崖の崩壊を止めるなどの保全を計画的に推進する。

(2) 生育地保全策の検討

長期安定的な生育地の確保が極めて重要であるため、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」による自然生態系保全地域の指定や、自然公園法等の他法令や条例等の活用を検討する。

(3) 保全・管理体制の整備

本種は、強い採取圧にさらされていることから、これまで生育地の公開は行われていない。今後はこのような希少種を県民に周知することにより、県民と協働して保全・管理していく体制づくりが必要であり、そのような方向の中で保全・管理体制の整備が図られていくことが望ましい。

しかし、現段階では場所を公開せずに、希少野生動植物種の保護の必要性について、できるだけ多くの県民との合意形成を目指すこととし、その過程で希少種の保護管理を担う地域住民、民間団体、地元自治体等の幅広い主体及びその相互間の協力を確保するよう努める。

3 法的規制・位置付け等

(1) 鳥取県希少野生動植物の種の保護に関する条例関係

本種の個体数は著しく少なく、その分布が限られており、生育環境の変化により、絶滅の危機に瀕していることから、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、既に採取等が禁止されている。また、自然生態系保全地域の指定については、生育地を告示す

る必要があり、その場所が特定されやすくなるため、十分な採取防止策の実施を前提として行うこととする。

(2) 関係法令等

生育地の一部では、自然公園法の特別保護地区に指定されていることから、同法に基づき採取等が禁止されている。従って、保護管理事業実施に当たっては、環境省の許可を得る必要がある。

また、森林法の地域森林計画の対象森林になっていることから、森林法との調整を図りながら保全していくことが必要である。

4 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

(1) 普及啓発の推進

本種は県民にほとんど知られていない種であり、その保護管理に関する施策の推進に際しては、県民との合意形成が必要である。

そのため、生物多様性保全の観点から希少動植物種保護の必要性等について効果的な普及啓発を推進する。

更に、将来的には保護活動への地域住民の直接的な参加を求めるなど、参加・体験学習型の普及啓発方策を推進する。

(2) 社会的支援方策

県民と協働して保護を図る必要性等の普及啓発の実施を通して、希少野生動植物保護に係るネットワークの形成を図り、県民の中から希少野生動植物の保護管理を担う人材を育成・確保するなど、保護管理基盤の強化を図る。

5 事業推進への連携体制

本種の保護管理事業の実施に当たっては、地域住民、民間団体、地元自治体、専門家等による連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。